

PTA等共済法だより

第48号
2017/2/1発行
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
(編集:吉谷 正)

■PTA・青少年教育団体共済法施行規則の一部改正について

PTA・青少年教育団体共済法施行規則の一部を改正する省令案について、行政手続法第39条に基づき、意見公募手続きに付し、広く一般からの意見を求めることになりましたのでお知らせいたします。

1. 概要

今般、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)等が改正され、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準が撤廃されることに併せ、PTA・青少年教育団体共済法施行規則(平成22年文部科学省令第24号。以下「PTA等共済法規則」という。)においても同様の改正を行うこととする。

2. 内容

保険業等に係る現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準が撤廃されることに併せ、PTA・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)に基づく共済事業に係る現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準(100万円以上)を撤廃し、当該事業を行う共済団体の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるものを届け出させることとする改正を行う(PTA等共済法規則第39条第5項第2号)。

3. 意見提出期間

平成29年2月1日～平成29年3月2日

4. 施行日

平成29年4月1日(土)(予定)

※本件については、2月9日(木)・10日(金)実施のPTA等共済法研修会において説明する予定です。



■共済法基礎講座(第10回)

New!

第10回は、非営利型法人と税制についてです。

共済事業の認可申請を行うためには、法人格を持っている団体である必要があります。例えば、PTAや互助会(法律上は、「特定関係団体」といいます。)の場合は、一般社団法人若しくは一般財団法人である必要があります。青少年教育団体の場合、一般社団法人若しくは一般財団法人の他、特定非営利活動法人(いわゆる「NPO法人」)でも良いとされています。

※公益社団法人若しくは公益財団法人は、一般社団法人若しくは一般財団法人で公益認定を受けた法人ということになります。

PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年六月二日法律第四十二号)

(認可)

第三条 PTAであって一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの若しくは青少年教育団体であって一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下「一般社団法人等」という。)であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人等であってPTA若しくは青少年教育団体(以下「PTA等」という。)と人的関係若しくは財産の拠出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるもの(以下「特定関係団体」という。)は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

旧公益法人では、登記等を行う場合に支払う登録免許税や資産運用による受取利子等も非課税でしたが、新制度は、公益認定を受けた場合のみの優遇措置となっています。法人税については、非営利が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税されることになりました。先日実施した共済事業の実施調査の際に、設問の中に税法上の区分について記載する箇所がありましたが、正しく理解されていないケースがあるようでしたので、今回の講座にて説明することになりました。税法上、①公益法人、②非営利型法人は「非営利が徹底された法人」又は「共益的活動を目的とする法人」、③普通法人に分類されます。共済団体のほとんどが「非営利が徹底された法人」となっていると思われます。移行又は新設のときに定款を作成したと思いますが、定款の規定が要件となり、それらが区別されています。

定款を確認して
みましょう!



「非営利が徹底された法人」の要件

1. 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
2. 定款に解散したときはその残余財産を公益社団法人又は公益財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること。
3. 上記1及び2の定款の定め違反した行為を行ったことがないこと。
4. 理事及びその親族等である理事の合計数の理事の総数の3分の1以下であること。

■おしらせ

今年度役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要です。お早目に御相談下さい。

- ・教育委員会において、立入検査等の事前相談、同行等のサポートが必要な場合もお早目に御相談下さい。
- ・「共済事業の実施に関する調査」を都道府県教育委員会を通じて実施しました。全国のPTAや互助会等の共済や保険事業の状況を把握するための調査になります。御忙しいなか、御理解と御協力ありがとうございました。
- ・認可申請に向けた御相談も随時受け付けております。認可までのスケジュールを決め計画的に進めていく必要があります。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：2月28日＞

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

一般社団法人沖縄県高等学校安全振興会

～仲西理事長に聞きました！



玉城さん、仲西理事長、新垣事務局長

5年間共済事業に携わっていかがですか。

保険業法との関係の厳しい状況にありながら、一般社団法人へ移行できたのは本当に良かったと思います。今後も共済事業を「継続」発展させていく事を文部科学省も何らかの形で明示して欲しい。

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

「相互扶助の精神」です。安価な金額で安心、安全が得られること。万が一の場合でも精神的、経済的に支援できることが重要です。

貴会の課題等がありましたら、教えて下さい。

会費の値上げの時期とその額に関して研究を進めることです。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

「相互扶助の精神」でできるだけ支援することを念頭において、事務局長には事業を進めて欲しいと思っています。組織運営上配慮していることは、不祥事があった場合の保険を掛けていることです。

共済事業で特徴的なことや自慢できることについて

全国高等学校等安全互助会連絡協議会の研修において、他県では養護教諭の協力がなかなかいただけないということでしたが、本県の養護教諭はとても協力的で、各種書類等を揃えるのは業務の一環だとして携わってくれています。とても有難いことです。

～玉城職員に聞きました！

共済事業の業務の中で、特に心がけていることがありますか。

給付期間のチェック・給付金の正確な算出や継続の場合の給付限度額の確認です。

共済室に臨むことやしてほしいこと

P T A等共済関係業務に携わるのが初めてなので、まず用語一つひとつを理解するのに苦労しました(現在もまだ十分ではありませんが…)。今後も私と同じようなことを感じる事務局職員も出てくるかもしれませんが、時々には基礎的な研修なり、基礎的な事柄を「共済法だより」の中でお伝えいただけたら有難いと思います。

～ 羽田野事務局長に聞きました！

一般財団法人福岡県高等学校安全振興会

4年間共済事業に携わってみていかがですか。

設立当初は、文科省のモデル定款等を参考にバタバタしながら定款や共済規程、諸規程等を作成するも、初めて見たり、聞いたりする専門用語を理解するのが大変だったことを思い出します。実動するに従って、本県の実情に沿うように諸規程等の変更をしています。

28年度までは、「県P T A連合会へ加入」していることを条件に会員としていましたが、町立の1高校が私学化されることをきっかけに、何度となく役員会等を開催し、加入条件の見直し(定款・共済規程・諸規程の変更)を行い、「スポーツ振興センターへ加入」していれば、私学の高校も加入も可能になり、将来の会員減少対策として、義務制の加入も視野に入れていきます。

29年度から法人名も変更してスタートします。



土屋さん、島さん、羽田野事務局長

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

生徒は生身の人間です。ケガや病気などの事態に備える共済事業で、子どもが学校生活を安心して送れる事を願う保護者の思いを大切に受け止め、法に基づき会員に対して不利益の無いよう公平な業務をすることと思います。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

- ①共済金等の給付を円滑に行う環境づくり
- ②事務職員が働きやすい職場環境づくり
- ③理事長を始めとする役員と事務局職員の間関係づくり

貴会の課題等がありましたら、教えて下さい。

傷害、死亡、疾病などに対して給付を行う共済は、多数の会員の掛金を原資にして、個々の会員の損害に関し給付を行う点で保険の原理に立脚した制度なので、今以上に

- ① 内部管理態勢の確立、コンプライアンス、個人情報管理、リスク管理等の充実
- ② 自転車通学やスポーツ活動等の事故防止についての対策

P T A等共済室

□1月13日(金)神奈川県内P T A等共済団体(3団体)情報交換会(吉谷)

□1月25日(水)埼玉県P T A安全互助会地区役員会・研修会(吉谷)

■ 編集後記 約1か月遅れで初詣を済ませ、今年1年の交通安全祈願と健康を祈願してきたところです。コルセットと膝サポーターが手放せなくなりました。むちうちは、後遺症が心配と多くの方からご助言をいただきました。しばらくは治療のため時々お休みをいただくこととなります。また、230/150という驚異的な血圧を下げるべくラーメンのスープは飲み干さないように日々精進していきたいと思えます。普段の年であれば、正月元旦の日に1年の計を立てるようにしているわけですが、それもまだできていません。昨年は「不感知天命」が頭に浮かびました。今年はまだ浮かんできません。追突の際に脳が揺れた影響かもしれません。

先日、夏の出張の際にお世話になった方が東京での研修に参加していたので、歓迎の宴をさせていただきました。韓国・中華・鍋・肉といろいろと悩みましたが、私の地元である津軽の家庭料理を出してくれるお店を選びました。素朴な田舎料理でしたが、地酒とともに喜んでいただきほっとしたところです。よく聞けば周りのお客さんのほとんどが青森出身という状況でした。イクラよりも筋子、ジュースはリンゴ、KNKスタミナ源のたれ、苗字を聞けば青森出身とわかるとか…地域限定の話題で盛り上がりました。ホタテ貝焼、茄子の紫蘇巻き、けの汁等の懐かしく美味しい料理をリンゴジュース3杯で堪能しました。

研修会資料もようやく完成しました。(P T A等共済室：ふるさとの訛なつかし居酒屋の人ごみの中に田酒を飲みに行く吉谷)